

平成30年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成31年1月30日（水）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それでは、ただ今より、平成30年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認がありますか。お願いします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくお願ひいたします。

事前に送付をした資料でございますけれども、前回、資料46の案件が宿題になっていた部分がございますので、その案件と、それから本日の新しく諮問報告する資料48から56の資料、合わせて10件の資料、それから情報セキュリティアドバイザー意見一覧を事前郵送をさせていただきます。また、本日机上に当日机上配付資料ということで、資料46-3、追加でございますけれども、それから資料54の差替えをお配りしてございます。後ほど、それぞれの案件の際に、資料の確認をそれぞれさせていただきたいと思ひます。資料については以上でございます。

【会 長】 それでは、議題に入る準備を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補充を加えるようお願いいたします。

それでは、まず資料46「後期高齢者医療制度の保険料にかかる賦課決定通知書、納入通知書(特別徴収開始通知書)及び納付書の封入封緘業務の委託について(業務内容の変更)(報告)」であります。

それでは、ご説明される方は名前を言って、資料の確認をお願いいたします。

【高齢者医療担当課長】 高齢者医療担当課長です。

【会 長】 どうぞよろしく。

【高齢者医療担当課長】 それでは、資料の確認でございますが、資料46、今、区政情報課長からありました、当日机上配付の資料46-3、この2つを用いましてご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

【会 長】 どうぞ。

【高齢者医療担当課長】 それでは、まず資料46の説明でございます。1枚おめくりください。事業の概要でございます。事業名は件名と同じでございますので、省略いたします。当案件の目的でございますけれども、この事業に対して、事故防止の観点から業務内容を改善するといったものでございます。事業内容でございますが、当事業につきましては、平成20年度、1回、2回本審議会です承していただいた委託内容となっております。

現状のところですが、特に委託内容につきましてでございますが、区から委託先にあらかじめ個人情報を印字した封入物、完成した封入物をお渡しして、カッティング等の作業をした上で、封入封緘をさせて、納品をさせるといったものでございました。作業方法に指定はございません。契約方法は入札となっております。

その下でございます。しかしながら、対象件数が年々増加してございまして、より安全な方法で、封入及び封緘作業を行う必要がございます。また少し下がっていただきまして、そこで、個人情報の保護をさらに強化するために、31年度から、機械照合や機械集計を用いた業務を組み入れることとして、委託内容、作業方法を変更するといったものでございます。

変更後でございますが、変更後のところにつきましては、委託内容のところをご覧ください。先程は区からあらかじめ印字した完成物をお渡しするということでしたが、これはまず区から印字内容の電子データを渡して、指定様式に印字をさせて、そういった封入封緘物を向こうの業者に作成をさせる。その作成の過程で封入封緘をさせるわけですが、それを機械照合や機会集計により行うといったものでございます。

次ページをご覧ください。委託先ですが、プライバシーマークを取得している事業者ということで、入札で決定します。

それでは、その下の処理させる情報項目の記録媒体でございますが、電磁式媒体ということで、委託先のパソコンで処理させますCD-RまたはDVD-Rということで、前回は、総合行政ネットワークのLGWANというのを「または」ということで載せておりましたが、今回はそれをとってございます。委託に当たりました保護対策は、この下と、それから次ページに及んでございますが、これは前回と変わってございません。ということで、今回の報告でございます。

また、机上に配付しました資料でございますが、これは前回、三雲委員のほうからLGWAN-ASPサービスについて、その構造を教えてくださいということがございましたので、つけさせていただきます。特にこの赤字の部分になりますが、このLGWAN-ASPサービスにつきましては、地方公共団体情報システム機構、これをJ-LISと言っておりますが、これが審査をし、サービスの提供先として登録することで可能となるサービスでございます。

そして、中身でございますけれども、後期高齢者医療制度の被保険者情報を暗号化して、職員が日常使用している区のイントラパソコンから、LGWAN回線を介しまして契約事業者の中間サーバーにアップロードすることで、この業者の特定された専用PCに自動転送する。こういった一連のサービスが、LGWAN-ASPサービスといったものでございます。

繰り返しになりますけれども、これにつきましては、今回は除かせていただいたというものでございます。報告は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】前回、LGWAN-ASPサービスを利用することもあり得るということで、ご質問させていただきましたけれども、それはしないということでございました。幾つか伺いたいのですが、まず最初のLGWAN-ASPサービスを使う可能性があった事業者さんは、今回削除したことによって、影響を受けずに入札には参加できる状況は変わらないということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当】今回、見積りをとった事業者の中にLGWAN-ASPサービスの業者があったわけですが、それは1社だけだったのですが、それは、今回ご提案しておりますDVD-R等を初めとする電磁的媒体を用いることは可能でございます。

【三雲委員】DVDとかの媒体を使う場合とLGWANを使う場合と、どちらがセキュリティ上安全であるかという議論はあると思うのですけれども、今後、恐らくLGWANの利用というものはどんどん進んでいくのだろうというふうに理解しています。その中で、今回こういったフローをいただきましたけれども、このフローに対応して、そのどの部分にセキュリティの問題があり得るのかということと、それに対する対応を区できちんとつくって、それを前提にして、今後、それに対する入札ができればと思うのですけれども、区では、こういった点をされていますか。

【会 長】どうぞ事務局。

【区政情報課長】今回は想定しないということで外させていただいて、セキュリティ対策についても記載のとおりさせていただくのですけれども、委員ご指摘のように、今後想定されますので、内部の情報システム課、それからセキュリティアドバイザーにもご相談しながら、どういったセキュリティ対策が区として基本路線で必要なかというのは検討をしていきたいというふうに考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そういった対応がきちんとできた上で、またこういうご提案があれば、きちんと議論をすべきです。

【会 長】ほかかにご質問かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承と

いうことにします。

資料48「モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付及びペイジー納付（特別区民税・都民税等）の導入について」であります。それでは、担当から資料の確認をした上で、説明をお願いいたします。

【納税推進担当副参事】納税推進担当副参事でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の確認になります。資料48、16ページのものになります。続きまして、資料48-1、48-2-1、48-2-2、48-2-3、48-3、48-4、48-5、48-6、参考資料の参考48-1、48-2、48-3になります。よろしいでしょうか。

【会 長】指摘するときに、資料番号をきちんと教えてください。何だったら、こうやって見せて。

【納税推進担当副参事】資料48-2-1、枝の1から3が図面にして、小さくて分かりにくい、ちょっと大き目にしました。

資料48を1枚おめくりいただいて、2ページ、事業概要をご覧ください。事業名、担当課は記載のとおりでございます。目的は、新たな決済手段であるモバイルレジを活用したクレジット納付及びマルチペイメントネットワークを利用したペイジー納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図ることでございます。対象者は記載のとおりでございます。

続いて、事業内容について、ご説明いたします。資料48-1をご覧ください。現在の収納方法は、現行の納付の流れのとおりでございます。この度、区民の利便性の向上等を検討し、クレジット納付及びペイジー納付を導入するに当たり、個人情報が含まれるため、本審議会にお諮りし、あわせて報告するものです。概要は、参考48-1のとおりでございます。

調査票の2ページにお戻りください。中段に、モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付は平成23年度に導入済みとなっておりますが、個人情報審議会の諮問を受けていなかったことが判明したため、今回併せて諮問をさせていただきます。クレジット納付及びペイジー納付は、平成32年度より導入予定でございます。

3ページをご覧ください。(2)業務効率の向上につきましては、記載のとおり、収納データの確認が早まることにより、督促状の行き違いが少なくなるなどのメリットがございます。

続きまして、2の印字委託でございます。税額通知書等の封入封緘を委託しておりますが、クレジット納付及びペイジー納付の導入に併せて、加えて印字出力も委託いたします。印字出力処理業務につきましては、税務業務の他の案件で、平成29年度第5回個人情報審議会にて

承認をいただいております。

4ページをお開きください。今回付議させていただくモバイルレジ導入に伴う外部結合についてです。全体の内容は記載のとおりでございますが、一部を説明させていただきます。結合される情報項目につきましては、1、個人の範囲は納税義務者となります。2、情報項目の内容につきましては、資料48-3のとおり、氏名の情報はなく、日付や金額、コードなどがございます。結合の相手方につきましては、納付サービス提供事業者でございます。今回付議させていただくモバイルレジ導入に伴う外部結合についてですが、結合の相手方が納付サービス提供事業者でございまして、区と納付サービス事業者で収納サービスを把握するために結合が必要となるためでございます。回線はISDN回線を利用しております。情報保護対策につきましては、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーに基づき、1から11の個人情報保護措置を講じます。具体的には、専用回線を利用し、データの暗号化、ファイアウォール及びウイルス対策ソフトの使用などを行います。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。報告事項のモバイルレジを活用したインターネットバンキング納付の導入に伴う業務委託についてです。全体の内容は記載のとおりでございます。委託先につきましては、4ページの結合の相手方と同一ですが、区と納付サービス提供事業者との二者契約を締結いたします。委託理由につきましては、資料48-2-1の図、こちらをご覧ください。流れの説明をさせていただきます。納税義務者が白い矢印で描かれている操作を行いましたら、インターネットバンキングより支払手続きを行い、納付サービス提供事業者が収納データを作成して、区に送信するものでございます。運用上の対策としましては、取得される個人情報の取り扱いにつきまして、区のホームページ内のモバイルレジを活用した納付に係る本サービスの仕組みなどを分かりやすく周知してまいります。

続きまして、7ページから8ページをご覧ください。報告事項のモバイルレジを活用したクレジット納付の導入に伴う業務委託についてです。全体の内容は記載のとおりでございますが、一部を説明させていただきます。委託先の納付サービス提供事業者は、5ページと同様ですが、加えてクレジットカード指定代理納付者も委託先となります。納付サービス提供事業者と指定代理納付事業者、どちらも区と……個人情報保護対策を実施させる必要があるため、三者契約を締結いたします。

委託理由につきましては、資料48-2-2、こちらの流れをご覧ください。先程説明しましたインターネットバンキングと流れは同じですが、納税義務者が支払いをクレジットで手続きをした際に、納付サービス提供事業者が指定代理納付者にクレジット決済の可否を確認して、

指定代理納付者はクレジット会社に与信照会をいたしまして、それを確認、結果を受けまして指定代理納付者が代理納付をしまして、それをもとに収納データが作成されて、区に送信されるという形になっております。委託内容につきましては、納付サービス提供事業者とクレジットカード指定代理納付者と取り扱わせる内容を分けて記載しております。

次に9ページをご覧ください。付議させていただくペイジー納付の導入に伴う改修についてです。全体の内容は記載のとおりでございますが、一部説明をさせていただきます。新規開発の理由につきましては、ペイジー納付に伴い、取り扱う情報項目が増え、標準帳票の発行に必要なマルチメントネットワーク照会依頼キーの追加及びペイジー納付に対応するための改修が必須となるためでございます。

1枚おめくりいただき、10ページをご覧ください。今回付議させていただくペイジー納付の導入に伴う外部結合についてです。全体の流れは記載のとおりですが、一部説明させていただきます。結合の相手方につきましては、LGWAN-ASPサービス認定事業者を業者選定で決定いたします。LGWAN-ASPにつきましては、参考48-2のとおりでございます。

続きまして、資料48-2-3、こちらのほう、この資料はペイジー納付のデータの流れを記載したものです。こちらの新宿区のところから専用サイトを使います。LGWAN回線で調定データを全件アップロードし、LGWAN-ASPサービス認定事業者。真ん中のところですね。共同利用センターというところがあるのですが、そちらで調定データを全件アップロードして、この中の高度なセキュリティが確保されたサーバーに保管されます。続きまして、左から、納税義務者から、今度は納税義務者がペイジー納付をするに当たって、真ん中の認定事業者に自分の情報をくださいという要求をします。そうしますと、その要求に基づいて、当該の、ご本人の調定データを納付義務者に送信します。納付義務者は送信されたものを確認した上で納付手続を行いまして、認定事業者がそれを受けて収納データを作成して、LGWAN回線を使いまして専用サイトにアップロードすることで、新宿のほうにデータが来るという形になっています。分かりにくいです。こういうような流れになっております。

LGWAN-ASPサービス認定業者が有する共同利用センターで外部結合を行い、その専用サーバーが必要となるために、今回、LGWAN回線が高度なセキュリティを維持した閉域ネットワークであるため、より安全にペイジー納付に対応することができます。

続きまして、11ページをご覧ください。報告事項のペイジー納付の導入に伴う業務委託についてです。全体の内容は記載のとおりでございますが、一部を説明させていただきます。情報項目につきましては、資料48-5になります。横書きの上に水色のバーが。LGWAN回

線により送受信される個人情報というものになります。よろしいですか。委託理由につきましては、ペイジー納付に対応するために、調定データ及び収納データの送受信と専用サーバーの管理を委託する必要があるためでございます。

1枚おめくりいただきまして、13ページをご覧ください。今回、報告事項の税額通知書等の印字出力処理業務及び封入封緘業務委託についてです。全体の内容は記載のとおりでございますが、一部を説明させていただきます。委託に伴い、事業者に処理させる情報項目につきましては、資料48-6、こちらは縦になります。税額通知及び納付書印字項目というものになっております。処理をさせる情報項目の記録媒体は紙及び電磁媒体です。委託理由につきましては、現況の印字出力では、高性能な印字に対応できないため、従来からの封入封緘委託に加え、印字出力を委託することにより、業務の効率化を図ることができるためでございます。

以上で説明を終わらせていただきまして、諮問報告は以上となります。どうぞよろしく願います。

【会長】まず議題の言葉を簡単にみんなに分かるように。モバイルレジは何ですか。インターネットバンキング納付は何ですか。クレジット納付は何ですか。ペイジー納付は何ですか。

【納税推進担当副参事】モバイルレジは、参考48-1。モバイルレジとは、専用アプリ、スマートフォンとかに。画面としましては、併せて参考48の-3のところ、モバイルレジ専用のアプリのこういうものを利用、それを自分のところで読み取って、それを利用して支払い等をするシステムになっておりまして、その中の支払う支払い方がネットバンキング、ご自分で契約を、ネットバンキングをするのですが、そのネットバンキングから、自分が払いたいものを払うか、あとはクレジット、自分で持っているクレジットから自分が払いたいものを払うかという形になっているシステムでございます。モバイルのほうはよろしいですか。

【会長】モバイルレジというアプリがあって、まず、これで納付したい人はそのアプリを契約する。

【納税推進担当副参事】スマートフォンとかに、まずダウンロードをしていただく。

【会長】ダウンロードで入ってくる。それを利用すると、今のインターネットバンキング納付とかクレジット納付ができる。ペイジー納付というのは。

【納税推進担当副参事】続きまして、ペイジー納付は、参考48-1の2、「ペイジー納付とは」というところを書いてあるのですが、ペイジーとは、金融機関が共同で構築・運営している決済ネットワークでございます。ペイジーを使うことで、税金などの払いたいものが金融機関の窓口やコンビニなどに出向くことなく、24時間、パソコンやスマートフォン、携帯電話や

ATMで納付することが可能となるものでございます。場合によって、アプリを読み込む場合と、アプリを読み込まないでやる場合とがございます。

資料48-2-3のこちらに書いてありますが、各金融機関インターネットバンキングのアプリを含むトップページから入っていかれたり、あと金融機関のATM、パソコン、スマートフォンなどで、一括手続きができるものになります。ATMに行きますと、どういう操作をすればいいかは、画面に従っていただいて、それでお手持ちの納付書等の番号を入れていただくような形で、支払いは自分の口座なのかということで、払うときのATMも、自分が払いたい銀行と提携をしないとできないのですが、手数料が時間外ですとかかかってきたりとかするようなシステムになっています。

【会長】まず、とりあえず今のところ、基本的な内容報告というシステム、こういうものについて、今、簡単に質問があれば。基本的なところを皆さんで理解した上で、今の程度のご説明で、大体、どういう方法で納付が行われるか、お分かりになりましたか。

では、議題はここに書いてありますように沢山ありますね、外部結合から始まって業務委託。個別のものでしたら、どの議題、外部結合であるとか、業務委託であるとか、具体的に指摘して発言してくれますか。それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

これについては、セキュリティアドバイザーの意見は来ていますか。

【区政情報課長】複雑な仕組みなので分かりにくいかもしれませんが。アドバイザーの一覧をご覧ください。ホチキスでとまっているものの1ページの一番上の行になります。アドバイザーのほうからは、助言ということで、一定の対策はとられているものの、以下の内容について助言をするということで、2点ほど出てございます。1つ目がモバイルレジの専用アプリをダウンロードするというふうに副参事から説明させていただきましたけれども、スマートフォンにダウンロードして利用をするものです。そのアプリケーションにおいて取得される個人情報取り扱いについて、しっかり説明が行われ、利用者の同意をとることが肝要である。同意をとることは必須ではないが、同意を得ることで目的外利用の禁止や、同意なしの第三者提供の禁止などについても、利用者が確認したものというふうに理解をした上での利用になるだろうと。

もう1つ、2つ目ですけれども、個人情報の利用については、目的を通知し、必要最小限の利用とすることが原則である。モバイル専用アプリの利用規約、これをアドバイザーにも見ていただいたのですけれども、「各収納機関への料金の支払いを目的として、それ以外に利用しません」という記載があるのですけれども、具体的な情報項目が記載されてございませんでした。

法に反しているわけではないが、消費者への配慮という観点では、情報項目も記載するほうがよいというところで助言をいただいております。また、本件にかかわるお問い合わせがあった場合については丁寧に対応することというアドバイスがありました。

それを受けての担当課の対応ですけれども、まず1点目、区のホームページに、モバイルレジを活用した納付にかかわるページというのを設けていくわけですけれども、その本サービスの全体の仕組みを分かりやすく記載をして、アプリを使って情報項目を取得するというようなことについても、分かりやすく周知をすること。それから、このモバイルレジの専用アプリの利用規約は全国共通なものですから、他自治体と共通のもので、利用規約の変更というのがちょっと難しい。そこで、区のホームページ内に、取り扱う具体的な情報項目についても、詳しく区のホームページに記載をすることでフォローができたらということで、担当課の対応を記載していただいております。それを再度アドバイザーに確認していただきましたら、利用規約の修正が難しいのであれば、区のホームページで事前周知、それから情報項目を周知することでも構わないというような回答をいただいております。以上です。

【会 長】では、川村委員、どうぞ。

【川村委員】川村です。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、モバイルレジを活用したというところでお伺いしたいのですけれども、今回クレジット納付というところがあります。23区では、クレジット決済を導入している区はということで、区民税、都民税は12区、国保料では2区ということなのですけれども、当然クレジットということであるという情報を含めて取り扱うということになるかと思うのですが、今の段階で、この与信の情報を含めて何か検討があったのか、なかったのか、そういうところも。ほかの自治体でも多く導入されているということですので、まず、ぜひお伺いしたいと思います。

【納税推進担当副参事】12区で導入されているということで、クレジット納付はポイントが付加されるので、インセンティブがありますから、他の自治体ではクレジット納付での需要は、ちゃんと増えているところですよというところがございます。あと、与信に関しましては、ここにありますが、この与信のところなのですが、これはクレジット会社と個人との、いわゆる補償の照会のことですので、区は一切ノータッチになっているのですね。そこが通ったことで、代理納付者が代理納付をできるということですので、特に今、与信のところ何かという情報は、こちらのほうには入っていません。よろしいですか。

【会 長】どうぞ、川村委員。

【川村委員】この概念図の矢印のとおり、収納センター、納付サービス提供事業者と指定代理

納付者との間の与信照会ということですので、当然外に出る云々というふうなところではないという理解でよろしいですか。

【納税推進担当副参事】はい。

【川村委員】分かりました。続けて、ペイジー納付についてお伺いしたいと思います。ペイジー納付については、具体的に業者云々ということではなくて、実際、金融機関にお金があるかどうかというふうなことで納付ができるということですが、ネット上で完了することで、簡単に納付できるということで、実際東京都なんかもそういう取組みをしていますのでよく分かるのですが、こちらのほうも、都道府県、政令市では、多く導入されているということでもありますけれども、そういったところも含めて、セキュリティでの問題があるのか確認しましたか。

【会 長】どうぞ、説明してください。

【納税推進担当副参事】この度の導入に関しまして、他の自治体の状況を聞き取り等させていただいた中では、特に事故等は何もなく、しっかりと運営がされている、セキュリティもしっかりされているということで、お話を伺っているところでございます。

【川村委員】納付の方法が増えるということは区民の方にとってということであると思いますので、私も資料をいただいたときに、そういう問題が起こっているのかなというところで、なかなか探し切れませんでしたけれども、今のそれぞれ質問させていただいた中では、具体的には問題ないということで理解いたしました。

【会 長】外部結合という議題で出ているのですが、モバイルレジを通じてインターネットバンキング納付をしようとしている人の、要するに、その人が勝手に自分が1万円納付だと言っても実際は3万円だったりしたら困るから、区のほうに確認が要することは分かるのですが、区が持っているデータ、AさんかBさんか分からないわけでしょう、最初は、これを利用するかしないか分からないですから、全員のを、納付サービス提供事業者に全部を提供する必要はないのだから、納付者だけのデータを提供すればいいわけでしょう。それで確認する方法をとるのだらうと思うのですが、そうすると、向こうが、その人のデータを勝手に区のシステムに入り込んで見るのではなくて、事業者から来る問い合わせがあって、Aさんのデータが欲しいと言われたとき、Aさんのデータだけを出すのか。外部結合というのは、どういう形態を考えているのですか。どうぞ。どの図ですか。

【納税推進担当副参事】まず、資料48-2-1と2-2は、同じ仕組みなのですね。もう1つの48-2-3は、ペイジーのほうは別なのですが、まず48-2-1と2-2のところか

ら説明をさせていただいてよろしいですか。

【会 長】どうぞ。

【納税推進担当副参事】納税者の方に納付書が届きます。そうすると、ご自分のスマートフォンでもタブレットでもいいのですが、アプリを読み込んでいただきまして、そのアプリのカメラ機能で、納付書についていますバーコードを読み取っていただくのです。そうすると、ご自分の納付するための情報がそこの中に反映されてきまして、どういう支払い方をしますよというところで、この納付サービス提供事業者の収納センターのサーバーには、個人の名前では入ることは、番号で、1人1人が特定されるような形なのですが、それをまとめていただいたものを区のほうに出すと。

【会 長】何人分か、沢山の人のデータを。

【納税推進担当副参事】そうですね。24時間対応ですので。それをまとめて区のほうに情報を送信していただくために、ここの送信するところが外部結合ということです。

【会 長】こういう方式で納付したいという人のコードが、番号が、区に連絡される。

【納税推進担当副参事】そうですね。まとめて。そうですね。

【会 長】まとめてね。何日分か。

【納税推進担当副参事】そうですね。ですから、そういうことでの、ここは外部結合になります。

【会 長】そうすると、私が聞いているのは、その番号だけ通知したと同時に、どっとそのデータが納付サービス提供事業者のところへ、データが自動的にいくようになっているのですかという。ここはどのような流れですか。

【納税推進担当副参事】区のほうからいっているのではなくて、納税者のほうから、この方法で払いますという打ち込みをしますので、一方通行になります。それがモバイルレジを活用したインターネットとクレジットの2種類の払い方になります。

【会 長】外部結合はというのは何ですか。

【区政情報課長】会長が言っている外部への結合、いろいろ種類がございます。例えば区から国保連に情報をご提供して、国保連の業務としてやる場合も外部結合なのですけれども、審議会にお諮りする外部結合しなければならない中に、業務委託を外部にお願いをする場合に、外部の電子計算機器との結合によってその業務を運用するような場合も、外部結合として諮問をするというような、そういう運用、審議会にお諮りをしなければいけないという、外部結合の諮問事項の中に入っているのです。外部結合には幾つかの種類がございますけれども、今回の外

部結合については、業務委託の中で、会長からご指摘がありました、いわゆる収納センター、あるいはペイジーですと共同利用センターという外部の電子計算機器との結合によって事業を運営するような場合も、外部結合の諮問の事項の中に入っているということで、今回お諮りをさせていただきます。

【会 長】 そうなら、今までは電算機同士の結合で、それで場合によっては、ある程度、何か制限はあるのですけれども、お互い相手の情報が独自に見えるという例がほとんどだったと思います。今回は、この方式で納付したいという人の納税者番号、ほかの番号、何でもいいですけれども、納税者番号が区に通知されるというだけのことですか。ご説明ください。

【納税推進担当副参事】 個人の番号と、あと税額、期別。年度もあります。

【会 長】 納付書のバーコードで読み取れた範囲ですね。

【納税推進担当副参事】 そうです。

【会 長】 途中の事業者が、それは得た情報ではなくて、もともとの、納付しようと思ってアプリを使った人が提供した情報ですね。自分でこれですよと言ったのだから。本人が事業者に提供する。事業者がそれを区に通知するだけですか。

【納税推進担当副参事】 そうです。

【会 長】 それを「結合」と呼んでいるのですか。

【納税推進担当副参事】 はい。今回の使用に関しましては、そこ結合のところを、諮問にかけさせていただいています。

【会 長】 その提供方法が、電算機から電算機だから外部結合だということですね。そうすると、向こうは区が持っている納税者に関する個人データに直接接続したり、さわるということがないということですね。

【納税推進担当副参事】 はい。ないです。それを区が集約して、税務情報とマッチングさせて消し込みをしていくという形です。

【会 長】 どこかの銀行、クレジットとか、インターネットバンキングとか、納付されたということを確認するというのは、どうなっていますか。

【納税推進担当副参事】 資料48-2-1の、こちらの納税義務者の横に「支払い手続き」という小さな銀行の建物みたいな、そこから収納センターのほうに、納税者はちゃんと収納しましたという情報が入ります。

【会 長】 そうすると、インターネットで流れるというのは、納付情報は関係ないのですね。

【納税推進担当副参事】 資料48-3をご覧ください。こちらは、モバイルレジを活用したイ

インターネットバンキングの場合、あとクレジット納付にかかる収納センターに入る項目でございます。

【会 長】銀行に入るデータというのは何ですか。

【納税推進担当副参事】銀行に入るのは、税目と金額と件数です。

【会 長】それは自分が払う時ですか。

【納税推進担当副参事】そうです。本人が自分の口座からこれを払う処理をすると、銀行のほうには、その人の口座からこの金額で何万円が引かれましたという情報がいきます。

【会 長】新宿区は、どうやってそれを確認する。

【納税推進担当副参事】新宿区のほうは、こちらから、収納センターのほうで情報を集約したデータを、専用の結合を使いまして、区の専用端末のほうにデータがきます。そこで、そこから今度は区の税務システムに、ネットワークを使って情報が流れまして、そこで区のほうで持っている沢山の調定データの中の、どことどことの税金が納付されましたという形で打ち込みをされます。

【会 長】要するに、入金された事実は、銀行から収納センターに通知がいくということで、本人を介さないで銀行から収納センターに行くのですか。

【納税推進担当副参事】収納センターです。

【会 長】銀行から。

【納税推進担当副参事】それぞれの、ご自分のインターネットバンキングの個人名口座から、その銀行から、この人が収納センターに納税しましたよという、お支払いしましたよという情報が入ります。

【会 長】銀行から収納センターに入金済みの情報が入って。それは自動的に入るのですね。

【納税推進担当副参事】はい。

【会 長】ほかに何かご質問ありますか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】モバイルレジに関しては、個別に一旦個人情報を1件1件照会してやっていくという方式だと思うのです。それはまずそういうことで間違いはないですか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】まず、ペイジーのほうは資料48-2-3の流れになるのですが、区のほうから、まず専用サイトに調定データ全件をアップロードしまして、LGWAN-ASPサービス認定事業者の共同利用センターのサーバーに取り込まれます。こちらに関しましては、個人の方が自分の支払いを、この形で納税をしますよということですので、取り込むのではな

くて、一方通行ということです。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】そうなる気になることがあるのですが、例えば1回納付が終わりましたというときに、専用端末から、税務システムというところに入るというのが48-2-2に書いてあって、ここの、登録する業務というのは、どういうふうに登録するのか。ペイジーの場合は、ここの記述によると、ダウンロードして登録するというので、手動で一覧のファイルをダウンロードして、一括で登録するという流れなのかなと思ったのですが、モバイルレジを活用した場合は、どういうふうに登録されるのか。下のほうにレイアウト変更システムというのがあって、多分標準システムというのに合わせるために、ちょっと違う話になってしまうと思うのですが、一旦システムをかませて登録するという流れだと思うのです。上はそういうのがないのです。これは手動で1件1件登録するのか、絵だけ見ると手で登録しているようなイメージなのですが、これは自動で、その都度、24時間登録。24時間というかその都度登録されるのか、というのはどうでしょうか。

【会 長】ご説明を。

【納税推進担当副参事】こちらの、手動でやっているように見えるのですが、うちの区の場合は8階に情報システム課がございまして、そこに専用端末がありまして、そこに送信されて集約されたものが参ります。それは24時間ではなくて、締め日がそれぞれ決まっています。今、締め日がいつだというのが手元にないのですが、締め日で締めた情報を8階のほうで、専用端末で受けたものを税務システムのほうに一括で情報を移行させていただくという形になります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】そうすると、税務システムというところで多分、納付が行われたか、行われていないかという最終的な判断を思うのですが、ではペイジーとモバイルレジが同時に行われた場合、例えばペイジーは払ったけれども、モバイルレジのほうで払うみたいな形というのが出てしまうのではないかと。モバイルレジとペイジーが連携しているようには、この図だと見えないのです。1回払ったやつをもう1回払うという可能性も、このシステム上だったらあるのかなと。一括納付というやり方をしていると、その一括納付をされる前、された後だったら払っていますというのが分かると思うのですが、一括納付をしていないときに、もう1回手続が行われた場合というのは、これはどういう表示になりますか。

【会 長】どうぞ。

【納税推進担当副参事】レアなケースですが、モバイルレジ内やペイジー納付内で二重払いを

しようとするエラーが出ることになるのですが、例外の形で違う方式で納付できてしまうということで、ATMで払った後に、ペイジー、インターネットバンキングでは納付ができないのですが、ATMで払った後にモバイルクレジットや金融窓口へ直接行かれた場合は、納付書を持っていかれた場合は、金融の窓口では分からない。それを受けてしまうので、結果的には二重払いになってしまっていて、後ほど還付するような形になるのですが、今の実情は反映がなかなかタイムリーにはできていないところで、還付があるのは事実なのですが、今回のシステムを導入することによって情報が今よりも早く反映されるので、還付の件数も減るといふことにはなります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。そういうふうに効率化するというのは非常にいいことだと思っています。家族が勝手に払ってしまうこともあります。1人で住んでいない場合、そういう可能性も、忘れてしまうという人もいると思うのですが、今、二重払いになる可能性もありますよという注意書きみたいなものというのは書かれていたりするのですか。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【納税推進担当副参事】現時点では、実際そういう注意書きはしていません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】やってしまう人も、特に複数人で住んでいる場合だと分からなくて、払っておいたみたいな話になってしまうと、二重払いが起こると思う。今後の状況を見ながらご検討をいただきたいと思います。

【納税推進担当副参事】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】こういうモバイルレジというのを入れるときに、すごく頭のいい業者ばかりですので、悪用する事業者などは絶対に出てくると思いますので、よく消費者センターとか、消費者庁とか、国民生活センターとか、よくお話し合いになって、それを防御する方法もいろいろ考慮していただきたい。還付はどうなるのですか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【納税推進担当副参事】還付につきましては、こちらは収納システムですので、還付はこのシステムではできなくて、従来どおりの、区からご案内をさせていただいて、ご指定口座に、指定いただいたところに還付金を納付するという形で、今までどおり変わることはございません。

あと、先程の心配の件につきましては、業者ともいろいろな情報を取り合っている中で、情

報が入りましたら、ホームページとかそういうところでの注意喚起をしっかりと、生活センターとも情報共有しながら、いろいろご指導いただきたいと思っております。

【鍋島委員】それで、ぜひ還付について、区民に、いろいろな機会に情報提供してください。

【会 長】それでは、三雲委員。

【三雲委員】まず、モバイルレジの件でお伺いしたいのですが、情報はほかの目的では使わないし、第三者にも提供しないというふうに読めるのですけれども、最近、モバイルレジというのは、いろいろな支払いに使われますよね。そうすると、例えばAさんという人が買い物に使ったり、公共サービスの支払いに使ったり、いろいろやっていると、それらを統合すると、その人の生活が大体見えてくると思うのですけれども、この規約上、それができないようになっているのかなというふうに思うのですが、区としては、NTTデータの個人情報の統合とか、そのあたりについて、どういう確認をされていますか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】委員おっしゃるとおり、個人の生活状況が分かってしまうというケースもあるのですが、区としましては、今回の導入に関しまして、利用者の目線で、ひとまず個人情報のみで安心をしていただくことと、今後、心配されているようなことに関しまして、いろいろな情報が分かってしまうということに関しましては、NTT事業者さんと今後いろいろ話していきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】懸念しているのは、NTTデータさんのモバイルレジという仕組みを使うと、そのAさんという利用者のあらゆる消費生活ですね。さらにこれは税額が分かると年収も分かるのですね。そうするとこのデータは非常に貴重で、今のところ、この規約が全てであってほかルールもなければ、使えないのだろうかというふうに理解しているのですが、区としてそこはきちんと、そういった利用のされ方はしないと。あるいは、例えば今回、区のサービスによって提供される納税データについては、ほかのサービスに関しては統合されるとしても、これだけは絶対にほかの情報と照合されないというふうに確認をとると。

【納税推進担当副参事】いろいろ利用規約を取り寄せていただきまして、そのときに、相手側のNTTデータ様ともそこら辺の話をさせていただきまして、区としては、そういうことはないという解釈で同意をしました。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ペイジーのほうについて伺いたいのですけれども、そもそもこの共同利用センタ

一というものは、LGWAN回線とマルチペイメントネットワーク、両方に接続できるもののようなのですが、誰が一体設定しているというか、この事業者は誰なのか、設定しているのは。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】NTTデータでございます。

【会 長】どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】そうすると、NTTデータとの間で、やっぱりこれは規約等があるとは思いますが、そこについては何か確認されていますか。

【会 長】ご説明を。

【納税推進担当副参事】一応、今はまだNTTデータと契約はしていないところですので、全体的話としては、そこまで深くは話していません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先程のモバイルレジと同じ問題がペイジーに関してもあり得るわけですし。そういった利用のされ方をしないかどうかということについての確認は。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】こちらの共同利用センターというのが、もう1つの名称でp u f u r e (パフュール)という形なのですが、そちらのp u f u r eの利用規約を取り寄せていただきまして、そこで秘密保持などの状態を確認させていただいています。

【三雲委員】そこでは、目的外利用であるとか、第三者提供に関してどういうふうな確認をしましたか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【納税推進担当副参事】機密情報を第三者に開示してはならないとか、あと、契約書を履行した相手から受け取った機密情報につきましては、個人情報保護サービス提供以外の目的のために利用しないものとしますという形で、契約書を結ぶことにしております。

【三雲委員】マルチペイメントネットワークとこれは接続されているのですけれども、マルチペイメントネットワークは、金融機関が複数加盟していて、共同でつくっているネットワークと理解しているのですが、例えばある金融機関、ペイジーを介した金融機関で決裁を行ったという情報は、当該金融機関以外の金融機関との間で共有されるということは、仕組み上あり得るのですか。

【会 長】ご説明を。

【納税推進担当副参事】仕組み上は、お金の部分のところをみずほ銀行のほうが集約をするの

ですが、その情報は件数と金額だけですので、個人情報に関しては、その銀行だけで、ほかに出ることはないです。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、マルチペイメントネットワークで、ペイジーで決裁をしたとすれば、ペイジーからの情報が一旦みずほ銀行に渡って、みずほ銀行がほかの銀行の情報をまとめると。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】決裁が終わった後に、うちの銀行ではこれだけの件数が、このぐらいの金額が入りましたというものが、みずほ銀行のほうにいく形になります。ですので、その銀行でAさんが税金を幾ら払いましたという形での情報がそのままみずほにいくのではない形になっております。

【会 長】4ページから各件について、この外部結合は、どういう、どことの外部結合で、どういうふうに業者を選定するのか分かるように、そのことだけでいいですから、全部、もう一度説明してくれますか。

【納税推進担当副参事】1ページごと。4ページから。

【会 長】4ページから、各件について。採決の前に確認したい。

【納税推進担当副参事】諮問3件、報告4件になります。まず4ページをお開きください。4ページは諮問事項になります。モバイルレジを活用した納付の導入に伴う納付サービス提供事業者との外部結合についてです。相手方は、納付サービス提供事業者になります。

【会 長】予定されている業者は。

【納税推進担当副参事】現行のモバイル、インターネットバンキングはNTTですので、NTTになります。

【会 長】後で賛否を問いますので、分からなかったら、今のうちに。

【納税推進担当副参事】5ページになります。モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託について、こちらは報告事項になります。処理をする、委託先は納付サービス提供事業者、先程と同じNTTになります。

続きまして、7ページに移ります。こちらも報告事項になります。モバイルレジを活用したクレジット納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託についてです。委託先は納付サービス提供事業者及びクレジットカード指定代理納付者になります。納付サービス提供事業者はNTTになります。クレジットサービス会社は、JCBカード、UCカードになります。

続きまして、ページをめくっていただきまして9ページになります。こちらは、諮問事項になります。ペイジー納付の導入に伴う税務システムの改修についてです。

【会 長】あまり今まで説明がなかった。ちょっと簡単に、システムの改修というのは何ですか。一言つけ加えて。

【納税推進担当副参事】ペイジー納付をするに伴いまして、取り扱う情報項目、普通の標準帳票の発行に必要なマルチペイメントネットワーク、先程のネットワークの照会依頼キーを追加する必要があるための改修になります。

続きまして、10ページをお開きください。こちらは諮問事項になります。ペイジー納付の導入に伴うLGWAN-ASPサービス選定事業者との外部結合についてになります。こちらはLGWAN-ASPサービス認定事業者、業者選定後に委託先を決定ということで、通常は入札という形になるのですが、こちらの業者が2業者になります。このシステムの結合の関係でいきますと、NTTのほうに業者指定をする予定でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。報告事項になります。ペイジー納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託について、委託先はLGWAN-ASPサービス認定事業者で、一応NTTの予定でございます。

続きまして、13ページをお開きください。こちらは報告事項になります。特別区民税・都民税の税額通知書等の印字出力処理業務及び封入封緘業務の委託についての、業務委託の追加になります。こちらに関しましては入札になりますので、未定でございます。以上になります。

【会 長】沢山あるので1件ずつやるのも大変なので、まず反対のご意見がある方はありますか。三雲委員。

【三雲委員】クレジットカード会社はもちろん、その方のいろいろな決裁情報を持っているわけなんですけれども、その点については、もう使う方の自由ということで、区のほうは統合される情報と情報を結合されて、全体像を見ると。

【納税推進担当副参事】今回、納付サービス提供事業者、いわゆるクレジットのほうは指定代理、指定で代理をしますので、契約はこの三者契約をします。ですので、契約の内容につきましては、やはり個人情報に関しては、しっかりと区の条例なり、セキュリティポリシーを守ることということで契約を結ぶのですが、ただ、ここに関しましては、三雲委員がおっしゃいましたとおり、個人とカード会社との関係ですので、その中で、ここでは区のほうはかかわることはできないのですが、しっかりと三者契約の中で個人情報の取り扱いについては行います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】モバイルレジを活用したクレジット納付の場合は、クレジットカード会社にダイレクトに伝わりますということは注意すべき事項かなというふうに思います。その点、周知等はしていますか。

【納税推進担当副参事】こちらの情報につきましては、課税情報であり、所得情報とかではなくて、税額だけの情報、この方に払い込んでいただく税額は幾らですよという情報ですので、その方が年収がお幾らあるかとかということ、扶養家族が何人いるかとか、そういう情報は一切知り得ない形になっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】大体、その方の所得は推測つきますよね。

【納税推進担当副参事】気をつけます。あと、納付書なので何回かに分けて払っていく。税額は全体が見えてこないの、その金額だけではということで。そこはしっかりとやってまいりたいと思います。

【会 長】個人情報、それから推測される個人情報も入れてだけれども、なるべく漏れないように配慮いただきたいと思います。分かりました。

よろしいですか。そうすると特別ご意見がなければ、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、いいですか。では本件は一括して、今申し上げたように諮問事項は承認、報告事項は了承ということにします。

【納税推進担当副参事】ありがとうございました。

【会 長】それでは、次は資料49「モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付及びペイジー納付（国民健康保険料）の導入等について」です。それでは、ご説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。よろしく申し上げます。

基本的な仕組みは先程の税と全く同じですので、資料の構成も形式は同じになっています。

【会 長】資料を、何が書いてあるか。

【医療保険年金課長】確認いたします。まず資料49、ホチキスどめになっています。それから資料49-1、49-2-1、49-2-2、49-2-3、それから資料49-3、資料49-4、資料49-5、横書きになっています。資料49-6、それから参考49-1、49-2、49-3、以上です。

それでは、こちらは、国民健康保険料は同じ仕組みの中で行うところですので、違うところだけご説明させていただくような形にしたいと思います。

9ページをご覧ください。こちらは、ペイジー納付の導入に伴うレイアウト変換システムの改修についてということでございます。

資料49-2-1をご覧ください。一番右、新宿区の中でございます。税務課のところでは、専用端末から税務システムへという流れなのですが、医療保険年金課のところでは、標準システムという小型のシステムですので、医療保険年金課の端末においてデータを取得しまして、それをレイアウト変換システムを介しまして、標準システムのほうにダウンロードする。そういうような仕組みになりますので、このレイアウト変換システムを今回改修するというところで、ここの部分が先程の税と違う仕組みになります。

これが資料49-2-2、49-2-3。2-3はペイジー納付ですが、ペイジー納付についても同じような仕組みになりますので、ここのところが違うところになっています。それ以外のところは、税務課と同じような仕組みで取り扱うということになります。

簡単ですが、説明は以上でよろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ、セキュリティを。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザーからのご意見も、先程の案件と同じでございます。利用規約のきちんとした説明、それから不足しているところについては、きちんと区のほうで補うということをご指摘をいただいているところです。以上です。

【会 長】それでは、ご質問等ご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】相手方の事業者は、基本的に先程の案件と同じ。かかわるのはNTTデータですか。

【会 長】ご説明いただけますでしょうか。

【医療保険年金課長】NTTデータ、同じでございます。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますか。これも同じシステムで、諮問と報告案件ですが、先程の税務課と同じものだという理解で、何か特別反対のご意見があればお聞きしますが、そうでなければ諮問事項については承認、報告事項については了承ということよろしゅうございますか。では本件は終了させていただきます。

次は、資料50「(仮称) 相談窓口自動案内及びハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業(自殺対策)の委託について」です。説明者は、まず資料を確認していただいて、議案をご説明ください。

【健康政策課長】健康政策課長でございます。よろしく申し上げます。

本日の説明に使用させていただく資料は、資料50、それから資料50-1、2、3でござ

います。よろしゅうございましょうか。資料の50と、50-1、2、3、これを用いてご説明をさせていただきます。

まず調査票、最初、(仮称)相談窓口自動案内及びハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業(自殺対策)の委託について、ご報告をさせていただきます。調査票の2ページをご覧くださいと存じます。初めに、事業の概要についてご説明いたします。

目的でございますけれども、まず新宿区の自殺死亡率というのは、全国や東京都よりも高く、特に若者の自殺が多いという特徴がありまして、若年層に対する自殺対策を強化するために、新たに事業を開始したいというものでございます。

次に事業内容でございますが、3の委託内容をご覧くださいと思います。この事業は、相談窓口の自動案内というのが1つ、それから自殺ハイリスク者への相談、インターネットゲートキーパーの2つの事業で構成されております。このうち個人情報を取り扱うのは、③の「相談」というところで、インターネットゲートキーパーの部分になります。事業の流れとシステムの構成につきましては、添付した資料によってご説明を申し上げたいと思います。

初めに、事業の流れについて、資料50-1をご覧くださいと思います。資料の一番上の段をご覧くださいますと、新宿区内で自殺ですとか悩みごとに関するキーワードを検索した場合に、語句によって、検索の連動広告というのが画面に出てくるというものです。新宿区内で自殺や、例えば「パワハラ」とか、「お金がない」とか、生活関連に関するキーワードで検索した場合は、自殺相談窓口自動案内サイトというのがパッと出てくるという内容です。

それから、例えば「自殺の方法」とかと検索するような、自殺リスクの高いキーワードの場合、こうなってくると、相談サイトが表示されるという仕組みになってまいります。一番下の段のインターネットゲートキーパー(OVA相談サイト)の欄をご覧くださいと思います。このサイトで相談を行う場合に、個人情報を取得するという内容になります。相談を希望する場合は、委託先にメールを送るということになりますけれども、メール送信画面には、左下に記載してございますが、新宿区の事業であること、それから本人同意のもとにメール相談を実施することなどを明記した上で、本人同意については、要配慮個人情報を取得することの同意、それから生命の保護などの緊急事態には、警察や消防に連絡をとる可能性があるため、その件に関する同意をとってまいります。相談に当たっては、相談者がアンケートとして、ニックネーム、あるいは氏名、メールアドレス、年代等を聞いた後、相談開始をさせていただくということになります。相談内容に応じて、さらに住所ですとか電話番号など、必要な情報を取得する場合があります。事業の流れは以上でございます。

次に、システム構成について、資料50-2をご覧くださいと思います。図の一番左端が相談者から、流れをご説明したいと思うのですが、相談者がありまして、中ほどが使用するツール、右側を委託事業者、OVA（オーヴァ）と読むのですけれども、委託事業者としてそれぞれが実施するセキュリティの対策を赤字で表記をさせていただいています。個人情報を取り扱う相談サイトの部分については、下の段になりまして、相談はGmailを使用して実施しまして、相談の際に取得する相談者情報ですとか相談内容の中の必要な情報については、これはGoogleドライブというものに保存をさせます。委託先は、セキュリティ対策を施しましたパソコンを使用しましてメール相談に応じます。委託先では、IDやパスワードによりまして、パソコンのアクセス制限などにより、個人情報保護を徹底してまいります。なお、委託先が収集した個人情報につきましては、年度内に抹消させ、消去後にはデータ消去報告書を提出させます。

恐縮でございますが、資料50に戻らせていただきまして、3ページをご覧くださいと思います。委託先をご覧くださいのですが、委託先でございますが、特定非営利活動法人OVA（オーヴァ）を予定してございます。この団体は、新宿区内に事務所がございまして、主にインターネットを活用した自殺対策事業を行っている団体でございます。新宿区の自殺総合対策会議の若者対策支援専門部会の委員でもございます。また、2013年から、自殺に関する単語を検索する若者に向けまして、ウェブ上での相談活動、つまりここで言いますとインターネットのゲートキーパー事業を行っておりまして、23区の中では、今年度から足立区の委託も受けて、インターネットゲートキーパーを実施しているところでございます。

次に、委託に伴い事業者処理される情報項目でございますが、相談者情報としまして、ニックネームまたは氏名、メールアドレス、年齢、性別、新宿区在住、在勤、在学の有無、または相談の内容によって、住所、電話番号、年齢、通院歴などの生活環境に必要な情報も適宜聞くことになってまいります。

次に、処理される情報項目の記録媒体は、委託先が使用するパソコンと委託先が使用するクラウドでございますが、GSuiteというものになってまいります。委託料につきましては、記載のとおりでございます。委託の開始期間は、平成31年5月からを予定しております。

次に、4ページをご覧くださいと存じます。委託に当たり区が行う情報保護対策につきましてですが、内容につきましては、運用上の対策とシステム上の対策に分けて記載しております。

主なものとして、運用上の対策では、1、契約に当たり特記事項を付すとともに、個人

情報保護条例等の遵守希望を付す。2としまして、区職員が必要に応じ立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。3としまして、委託先が収集した情報については年度末に消去し、消去後に報告書を提出させるということでございます。

システム上の対策といたしましては、1番としまして、委託先がパソコン及びクラウドサービスを使用する際は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人ごとに情報へのアクセス制限の対策を講じるように指導してまいります。それから、4つ目としまして、委託先職員に情報漏洩等を防止するための研修を受けさせるなど、必要なセキュリティ対策を講じさせるなどの指導を行ってまいります。委託事業者に行わせる情報保護対策についても、同様とさせていただきたいと思っております。

次に、6ページをご覧くださいと思います。再委託についてです。資料の内容は、先程ご説明した3ページとほぼ同じなのですが、異なる部分についてご説明させていただきます。中段の再委託料についてです。相談事業を行うに当たり、委託先でありますOVAは、Googleが提供するクラウドサービスを使用します。具体的には、メール機能としてのGmail、それからデータを保存しますGoogleドライブを使ってまいります。委託先がGoogleのクラウドサービスを使用して相談事業を実施していることから、Google社を再委託先として報告しております。ただ、通常の再委託とは異なってまいりまして、Googleが、委託先が保存した個人情報を使って何か作業をするということは一切ございません。また、Googleでは、国際的第三者機関からの認定ですとか脆弱性に対する管理などに対して、様々なセキュリティを講じておりまして、いわば世界の最高水準の安全性が確保されていると考えております。

なお、参考に、資料50-3としまして、Google社が運営していますGoogleクラウドのセキュリティとコンプライアンスに関するホワイトペーパーについての、これは抜粋版でございますが、添付をしてございますので後ほどご確認いただければと思います。

次に、再委託に当たりまして区が行う情報保護対策について、ご説明させていただきます。

1に記載している特記事項についてです。通常の委託先では、委託先と再委託先での特記事項を付すということになりますけれども、この事業では、委託先は再委託先であるGoogleの利用規約に基づきサービスを使用しているだけでございますので、事実上、特記事項を交わすということができません。このため、特記事項は区と委託先だけで取り交わすこととしまして、2に記載させていただいたとおり、区及び委託先はGoogleが作成するホワイトペーパーにより、Googleが適正に業務を実施するよう適宜確認することというふうにさせ

ていただきました。

次に、7ページ、8ページの特記事項をご覧いただければと思います。この特記事項は、再委託を行う場合に、委託契約において付す様式をもとに、再委託のページの表記について、一部、修正を加えさせていただいております。具体的には、もとの用紙の11、委託先の従事者に対する個人情報保護に対する周知、それから区が必要に応じて直接委託先に報告調査を指導することができる、それから再委託の契約書に、特記事項に掲げる事項を明記するということについての項目を、新たに8ページの11、12のとおり、内容を修正して、資料とさせていただきます。説明は以上です。

最後になりますけれども、若者が困ったり、悩んだりしているときに適切な窓口相談に繋がるように、また、タイムリーな相談に応じるために、インターネットの活用というのが絶対不可欠な状況です。この事業は、若者の命とともに位置する重要な事業と考えてございますので、何とぞ、ご理解のほど、ご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】では、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー一覧の2枚目、2ページ目です。2ページ目の一番上の3番になります。アドバイザーのほうから助言ということで、3点ほど出てございます。

「死にたい」などのキーワード検索を行う方については、当事者ではなく教育者など、実際に死にたいとは考えていない方も検索をすることが考えられる。そのことから、お問い合わせ等については丁寧な対応をしていくことが必要だということが1つ。

2番目でございますけれども、先程担当課長のほうからもございましたけれども、取得される可能性がある個人データは、機密性が高いデータであるということから、個人情報を取り扱うためのマネジメントシステムを行って、しっかり管理することが重要です。具体的に言うと、要配慮情報ということで、国のほうから要配慮情報にかかるガイドラインが出てございます。今回、区は、このガイドラインに基づきまして、要配慮情報について、本人の同意がない場合には、取得が禁止になるという項目については徹底をし、本人同意に努めることというアドバイスが出ています。それに対しての区の対応でございますけれども、先程課長からも説明がございましたが、広告表示に対する問い合わせにはきちんと説明をする。それから、2点目としては、ガイドラインに則って事業者に対して指導するとともに、本人同意を得て取得をするということで、画面上の表示をしっかり複合して進んでいくということでございます。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】個人情報については年度末に消去という形になっているのですけれども、ただ、

委託の時期を見ると年度ごとに更新の手続きがあって、なおかつ評価、検証、個人情報を扱わないとなっているのですが、個人的には、それは不可能ではないかと思ひまして、このあたりはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】まず年度末にというのは、自殺の相談、特にメール相談までいく方というのは、一旦終了したようで引き続きあるということで、勝手に終了と思って消去しないで、ある程度は持ってほしいというのは、どうしても考え方を踏襲しています。

それから、次のご質問の個人情報を扱わないというのは、我々とする、個別のことについては、その相談のさなかに、我々保健センターを含む関連機関がございますから、そういった連携ではいくのですが、最後には、統計データとして区として取得しないということなので、個人情報としては扱わないということできたいなと思っております。なるべく本人同意をとって。ただ、同意をとり過ぎると、「じゃあ、いいや」ということになるので、先程説明があったように、センシティブな情報をお願いしますよということと、区がやっている事業ですよ。場合によっては、究極的には連絡させてくださいねと。最低でも、そこだけは情報をとって、個人のデータというか、個人情報は守っていくという設計でやらせていただければというふうに思っています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】自殺防止であるとか、対策の施策をこれからとっていく中で、統計データになりますけれども、個別のケースといいますか、関する情報というのは大事になってくると思うのですが、そういった検証みたいなものをやっていく中で、やっぱりある程度情報を保存して、それを見直すということは大事なことで私には思っています。

その中で、当然、この審議会で審議すべきことは、個人情報の安全管理であるとか、その活用であるとかということだと思っております。それさえきちっとしていれば、必ずしも年度末ということではなくて、結果として事業の目的との関係で支障が出るとどうかなという感じもするのですが、その辺はいかがですか。

【健康政策課長】ご指摘のとおり、先程自己矛盾があったのですが、継続する場合、年度末ごろに相談があって、年度を超えることも当然シーンとしてはございますので、ここについては、今のご指摘も踏まえて、実際の事業者への委託の際には、検討して、適切に。何かというと、若者の命を守るというのが何しろ目的でございますので、そこについては、最大限、個人情報が守れる範囲の中でやっていきたいと思っております。ご助言はしっかり捉えて、業

者と詰めてまいります。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】、私たちも一応生活相談とかいろいろやっております、一番注意することは、個人が特定されなくても、ことに生のデータのあまり詳しいものを、そういう評価とか、そういうふうな事例検討とかに使ってしまうと、本人は敏感ですから、そういうのが外へ出たら、分かってしまって、いろいろな問題が起こった場合もあるのです。損害賠償までいくようなケースも出るので、きちんとそこところは、相談員の研修と、それからマニュアルと、それから、そういうときに使うようなことがあったら、使うところの対策をきちんと文章の中に入れる。漏れたらすごく大変なことになるので、やっぱり私たちも国民生活センターのほうで始めましたときに、そういうことが分からなかったので、だいぶいろいろと苦労して詳しく書類もつくったりしている参考のものもありますから、ぜひそういうのを参考になさってつくらないと大変だと思います。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】ご意見ありがとうございました。基本的には、この事業をよりよくするためにフィードバックしていきたいという使い方でございますので、公表する予定はございませんけれども、万が一には、鍋島委員がご指摘のように「職員の研修の中で出たあの人」だとならないような配慮を工夫したいと思いますし、ご指摘があった何か参考のものがあると今ご発言がありましたので、そこら辺も丁寧にやっていきたいと思うのですけれども、もちろん、やはり若者の命を守るというところを何とか。今までの区役所のやり方は、紙、ホームページ、自分で探しに来てくださいというのは、もうだめなのですね。この前、一昨年痛ましい座間のような事件が、必ずSNSでやってまいりますので、そこをやっていかないと、尊い命をとめられませんので、何とか個人情報もしっかり守らせていただきますので、今のご指摘も踏まえ、1年、1年、いい事業にしていって、この不名誉な自殺死亡率を何とかしていきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどをお願いしたいと思います。

【鍋島委員】とてもいい事業だと思います。センターのほうでも、お金を借りていろいろなことになっている人なんかは自殺願望がありますので、そういう横の繋がりをとってやってほしいと思います。ありがとうございます。とてもいいこと。

【会 長】ほかに質問かご意見はございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】データの管理について気になることがあったのですが、これはGoogleドライブと、例えばGmailと2つありまして、Googleドライブはデータ保

存を当然するものだと思うのですけれども、メールも例えば個人情報のやりとりというのが発生すると思っていて、その対応が結構難しいのかなというのもちよっと思いました。実際、個人情報が入ったメールが来て、それを個別に削除するのかという。そのアドレス自体をこの事業が終わってから残すということであれば、というのが結構大変かなと思ってまして、ここの扱いをどうするかというのは、検討が必要かなというふうに思いました。

例えばなのですけれども、実際にそういう個人情報が入ったメールが来たら、それはGoogleドライブのほうに、手動になってしまうのですけれども1回移して、そのメールを消すか、私は別にメールは多少残っていてもオペレーション上、しょうがないかなとも思うのですけれども、ここをやっぱり決めておかないと、どういうふうにするのかというのは、今後の課題として。私は、移して消すというのもいいと思うし、メールぐらひは多少、若干残っていても、それは仕方ないのかなというのもあると思っているので、そのあたりをご検討いただきたいというのがあります。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】ありがとうございます。ここも参考にさせていただいて、委託先は、この事業については、もう先駆者という技能を持っておりますので、今のご意見も踏まえて、個人情報の保護には全力を尽くしたいと思っておりますし、この事業者は、今、国が作成していますSNSの自殺防止対策ガイドラインの作成にもかんでいる委員でございますので、私は、今これ以上の詳しい技術というのはよく分からないところがあるのですが、今、伊藤委員がおっしゃった意味は分かっておりますので、そこら辺についても、再度、事業化する前に詰めた上で、契約して、委託していきたいと考えていますので。貴重な意見ありがとうございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】あと、これは事務局に確認したほうがいい話なのかもしれないのですけれども、今回、ここに、再委託先にメールの機能が、これは部分的にも入っているという状況で、このメールの機能というのは、別にふだんから使っているもので、例えば細かいパソコン、これはちょっと例が悪いですね、メールだけで再委託になるというのは、それはそれでどうなのかなと。Googleドライブに関して、ツールの1つではあるのですけれども、当然、別の会社に個人情報が保管されるという意味では、これは再委託ともとれるのですけれども、その辺の、どこからが再委託でという話というのは結構難しい話だと思うのですけれども、そこを決めないと、毎回こういう話をするのも、それはそれでどうかなというのがあるので、具体的に、Googleだったらもう大丈夫ですよとか、そういうガイドラインが。例えば事務局

のほうであれば、よりやりやすいのかなと。セキュリティアドバイザーの方に決めていただくとかすると、メールまでは再委託ではないけれど、ドライブを使うとこれは再委託だとか、その辺のすみ分けというのは、私もこれは非常に難しいと思うのですけれども、そのあたりというのは、今、ご検討というのはどうなっているのでしょうか。

【会 長】事務局のほう。

【区政情報課長】今、委員からご指摘がございまして、案件がそれで1つ出てくるわけなので、再委託についても、今の現在を言いますと、個人情報扱う契約先がある場合には再委託ということで、案件を一律発生させまして、審議会のほうにご報告をしているところなのですけれども、今後の決めとか、今、アドバイザーの制度もせっかく導入いたしましたので、ある程度水準で、ここの部分については再委託も、事前一括承認ではないですけれども、その後はもうお諮りしなくてもいいというような決めについては、今後考えていきたいというふうには思っております。

ただ、今回については、扱う情報も扱う情報ですし、初めてのメールの相談ということもございましたので、再委託としてもしっかり諮っていこうというのが今回の趣旨でございました。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございました。これはもちろん諮ったほうがいい案件だというふうに思いました。今後は、ただ、このメールが入るのかというのは、メールは当然、個人情報をやりとりする可能性は非常に高いわけで、メールを毎回再委託ということでやっていると、それはそれでどうかなと思うので、このクラウドサービスを使った事例というのもあまりこれまではなかったけれども、今後、必ずこれは出てくると思いますし、既に、実は使っているところも必ずあると思っているので、そのあたりをしっかりと整理を、セキュリティアドバイザーの方としていただいて、まとめていただけるといいのかなと要望いたします。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。本件は、了承ということで、終了いたします。

ちょっと時間が迫っているのですけれども、あと3件やってほしいというふうに言われていますので、ご協力ください。時間で別の都合のある方は、どうぞ、退席されてもやむを得ないと思っています。

それでは、資料5 1「(仮称)若者自身が身近な相談者になる『ユースゲートキーパー』の育成事業(自殺対策)の委託について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、議案

をご説明ください。

【健康政策課長】では、引き続きご説明をさせていただきます。本案件の資料は資料5 1のほかに資料5 1－1でございます。よろしゅうございましょうか。

資料5 1の2ページをお開きいただければと思います。事業の概要について、ご説明をさせていただきます。目的でございますが、区内の大学生を対象に、大学の授業の一環としましてゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、若者同士が互いに支えあう環境づくりを推進しまして、若者の自殺予防を推進していくというものでございます。

次に事業内容ですが、3の委託内容をご覧いただければと思います。この事業は大学の授業の一環として行います養成講座とステップアップしたい学生に対して実施する定着講座で構成させていただいております。このうち個人情報を扱うのが、2の定着講座の部分でございます。それでは、事業の概要についてご説明します。

資料5 1－1をご覧いただければと思います。この事業は、重なりますけれども、養成講座、定着講座で構成しておりまして、養成講座は大学授業の一環として、1回ごとに90分を2回受けていただくことになります。具体的には、研修の①としまして、自殺問題の基礎的な学習を行う。それから、次に日常の実践として、学生自身が日常生活の中で友人の話を聞くなどの実践行動をしてもらった後、研修②としまして、実践の振り返り、相談スキルを学ぶというものでございます。それから、図の右側の定着講座は、養成講座を受講した学生の中で、より深く学ぶことを希望する学生に講義を行っていくもので、定着講座修了者にはユースゲートキーパー修了証を交付しまして、若者の自殺予防の一翼を担える人材育成の一助としたいと考えています。

この事業の個人情報の取得でございますけれども、図の右下に記載してありますが、定着講座の受講希望者の氏名とメールアドレスという内容になります。また、図の下に、委託先が行うセキュリティ対策を黄色の枠内に記載してございます。赤字で記載した部分ですが、本講義において、SNSやインターネット上の交流の危険性などについても説明した上で、セキュリティに対する受講者への意識啓発も図っていきたいと考えております。

それでは、調査票に戻りまして3ページをご覧いただければと思います。初めに、委託先についてでございますが、委託先は、特定非営利活動法人Light Ring. を予定してございます。この団体は、先程と同じように区内に事務所がありまして、主に若者の自殺、うつ予防に向けました取組みを行っている団体として、新宿区の自殺総合対策会議、それから同じく若者支援対策専門部会の委員も務めている法人でございます。この団体は、平成29年から既

に新宿区区内の大学の授業の一環として、学生に対してのゲートキーパー養成講座を実施しております。その経験とノウハウを活用して、自殺、うつを自ら予防できる若者の育成を進めています。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、定着講座の受講希望者の氏名、それからメールアドレスになります。次に、処理させる情報項目の記録媒体は、委託先のパソコン及び紙となりまして、紙媒体は定着講座修了後に修了証の交付を想定しているため、記載してございます。委託理由については、記載のとおりでございます。委託の期間は、平成31年5月からを予定しています。

次に、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、内容については、運用上の対策、システム上の対策に分けて記載しております。主な項目として、運用上の対策では契約に当たり、特記事項を付すとともに、個人情報保護条例の遵守義務を付す。それから、区職員が必要に応じて立ち入り検査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行う。また、委託先が収集した情報については、講座修了後に全て消去し、消去後に報告書を提出させる。委託先が取り扱うパソコンは、施錠できるキャビネットに保管し、執務室から持ち出させない。

システム上の対策としましては、委託先のパソコンはID、パスワードによる利用認証を行わせるなどを指導していきまして、次の4ページの受託事業者に行わせる情報保護対策につきましても、同様とさせていただきたいと思っております。

5ページ、6ページには、特記事項を添付してございます。

説明は以上ですが、現在、この事業に協力いただけるように複数の大学と事前に調整を進めておまして、1年間で500人を超える学生に、ゲートキーパー養成講座で、ゲートキーパーになってもらいたいという予定でございます。日ごろから行政と接点の少ない若者の支援策の1つとして、やはり大きな効果が期待できる事業と考えておりますので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。雑駁ですが、以上でございます。

【会長】では、セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】アドバイザーの一覧の2枚目の真ん中でございます。4番。アドバイザーからは2点ほど出てございまして、委託先において取得をした養成講座参加者の氏名、アドレス、個人情報については、廃棄するよう、必要がなくなった場合には区が消去すること。それから、2点目ですけれども、本事業では、講座に参加した学生が、定着講座へメールで申し込みをするということになりますので、ウイルスの対策など、セキュリティ対策をそのご本人がするよう意識啓発を行うということで、助言がございまして、それについては、区のほうとしては、ま

ずは取得したものについては時期がきましたらきちんと消去をさせること。それから、学生本人に対するセキュリティ対策についての意識啓発を図っていきますということで回答いただいております。以上です。

【会 長】 それでは、本件について、ご質問とご意見がございましたら。津吹委員。

【津吹委員】 先程から出ている再委託のところなのですが、委託事業としては、この事業が委託だと思えるのですが、ここで最後にユースゲートキーパーの修了証を発行したことによって、自分たちは資格所有者だということで、逆にその方々が講義をすとか、逆に言えば、そういった方が、悩んでいる方々から情報を取得して、その情報を悪用するという。我々も資格を発行している立場として、そこは非常に、管理というのか、厳しくはしているところなのですが、そこについてはどうお考えなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【健康政策課】 修了証で資格っぽいのですが、国家資格とかは区が付与するものではなくて、いわゆる認知症サポーターのように、自殺、悩みを抱えている者を理解して。ここで重要なのは、聞いた若者たちが、自分がまいらないようにということも研修をいたします。ただ悩みを聞くわけですから誰が相手かというのははっきり分かりますし、どんな悩みかを傾聴する技術を取得してしまいますので、そこについて得た個人情報には慎重に取り扱うことというのは、研修の中でしっかりさせていくということになっておりまして、ゲートキーパー自体が、もう既に区でもいろいろな事業者だとか区民にも、もうたしか2,600人ぐらい養成しているのですが、そういったことは個人情報の保護についてもやってございますし、個人情報のない相談というのがなかなかシーンとしてはないものですから、やはりそこは教育の中ではしっかりとやっていきたいと思っております。

【津吹委員】 そこで何か誓約書的なものというのは、そこまでは考えていらっしゃるのでしょうか。というのは、言い方が悪いと、その方々が何をするか分からないというところで、資格ではないと今おっしゃいましたけれども、卒業したよという資格を与えているわけですから、そこから先、どうそれを使うかというのは、その個人に委ねてしまうところがあるので、逆に言うと、その段階で、きちんと研修の中で言うのであれば、悪用しないということを明記した念書をとっておくというのか、誓約書をとるというのも、将来的には1つの方法だと思うのですが、ぜひそこまでご検討いただいたほうがよろしいかなと思います。

【会 長】 ほかにご意見ございますか。今の件、結構重要かなと思うのですが。どうぞ。

【健康政策課長】 今のご意見はもっともでございますし、これまで区でやっているいろいろな

区民のことも、結構波及する問題になってくるかと思います。先程の認知症ゲートキーパーなんかもだいぶ養成しているということもありますので。そこについては、例えば書面で書くということになると、いやいやということになるのは本末転倒かもしれませんし、しかし、その重要性については、口頭で、例えば、訳してもらおうとか。今ご指摘のところの重要性というのは私も十分理解してございます。

【会 長】何かほかにご意見はございますか。事務局どうぞ。

【区政情報課長】今、課長のほうからもありましたけれども、今回のゲートキーパー以外にも、認知症サポーターですとか、様々なサポートをする側、区民の方になっていただいたりという事業が各所管でございますので、検討していきたいというふうには考えております。

【会 長】本件は、今のご指摘は結構問題かなと。特に、ちょっと微妙な案件を扱っていますから、自殺関係で人を呼び込んで殺したという事件もあったしね。だから結構、やはり同じようなことが起こると、新宿区の問題にもなってしまうし、ここで答えがないでもいいですけども、皆さんでご検討いただいて、対策を練っていただいたほうがいいかなと思います。

ほかに、ご質問、ご意見はございますか。

ないようでしたら、時間が迫っているので恐縮なのですが、これは報告事項ですので、了承ということによろしゅうございますか。では、本件は、了承ということで終了いたします。

どうぞ。

【会 長】では、資料52「保健情報システム（対人系）の更新等について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上ご説明ください。

【健康政策課長】ご説明をさせていただきます。資料番号52と52-1-1を資料として、それに基づきまして。それから52-1-2、それから52-3、4、5、6、7まで。ただ、類似の資料でございますので、一括してご説明をさせていただければと思います。

保健情報システム（対人系）の更新について、ご説明をさせていただきます。本件は、現在使用していますシステムのバージョンアップ更新と、その作業委託に関する諮問と報告になります。

初めに、2ページの事業の概要をご覧いただければと思いますが、目的と対象者ですが、本システムは、区民の健康増進を図るために、健診ですとか予防接種など、様々な保健衛生に関する17事業の情報を管理しているシステムとして、事業内容ですが、現行システムは、平成24年度の第5回の本審議会のご了承をいただきまして、平成25年4月から、株式会社両備システムズのパッケージシステム「健康かるて」のVer. 6.0を導入させていただいてお

ります。このソフトウェアの保守が平成30年度で終了になりまして、関連法の改正などの対応ができなくなるということで、後継版の「健康かるて」のVer. 7.0に更新させていただきたいというものでございます。バージョンアップに伴いまして、システムの記録を一部追加するとともに、現行の記録を構成させて、使用していない項目を削除して、引き続き安定した運用を目指すものです。システムの概要は後ほど別紙で説明しますが、データ記録数の概略は資料のとおりでございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。システム変更にかかる諮問事項で、保健情報システム（対人系）の更新についてでございます。記録される情報項目は、新宿区の17の保健事業の対象者で、記録項目は、5ページの別紙3、記録項目のとおりでございます。これは後ほどご説明をさせていただきますが、記録するコンピュータは、現行と同じく情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバーでございます。

変更の理由につきましては、先程申し上げたとおりバージョンアップを行う必要が出てきたからということと、後継者への更新というのが新たなシステム導入に比べまして、安全かつ低コストで円滑な移行が可能だという理由でございます。変更の内容でございますが、記録項目の変更としまして、新ソフトでパッケージ化されている機能を活用して事務改善を図るために、記録項目を一部追加いたします。また、現行の記録項目を精査して、使用していない項目は削除します。

2、機能変更・メリットといたしましては、バージョンアップのために基本的な機器構成ですとか機能面に大きな変更はありませんけれども、特定健診におけますメタボリックシンドロームの判定、母子健康診断の項目の詳細化など、機能改善が図られております。また、画面操作性、処理速度の向上も見込まれております。

開発を委託する場合の個人情報対策ですが、契約に当たりましては、9ページ、10ページの別紙、特記事項を付して、新宿区のセキュリティポリシーですとか条例を遵守させます。システム更新時は、区の内部に設置しているサーバー上で行いまして、データの持出しは行いません。それから、システム更新作業の過程では、委託先に個人情報は直接触れさせません。テストについては、ダミーデータを使いまして、実データでの検証作業は区職員が実施します。委託先のシステム機器の操作は、事前に作業内容の報告を求め、区の承認後に実施させます。

それから、セキュリティアドバイザーの助言によりまして、データ移行作業についてはミスのないように、スケジュール計画、チェックシートを作成して実施するとともに、必ず移行テストをした上で本番移行は業務時間外に行ってまいります。変更の時期ですが、平成31年4

月から仕様の検討、設計、テストなどを行いまして、9月のデータ移行、仮稼働、検証を経て、10月から本稼働をさせていただければと思います。

次に、4ページをご覧ください。システム概要と対象業務の説明になります。1番としまして、システム概要は、保健情報システム構成の概要は、図のとおりでございます。情報システム課の統合基盤サーバーにシステムを再構築しまして、各課の事務用パソコンから庁内イントラネット経由でシステムを利用します。機器の構成や仕組みについては、現状と変更はございません。統合基盤サーバー、それからイントラネットは、情報システム課で必要なセキュリティ対策を実施しております。

それから2番、業務内容ですが、業務システムは、大きく基本健診、母子健診、がん健診、保健師活動支援、医療費公費負担、予防接種、結核の7つのサブシステムに分かれておりまして、各サブシステムで管理する17事業の内容は、表にあります業務名称のとおりでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。記録項目の説明です。3番ですが、記録項目は、1の共通項目ですが、住基とか、課税、国保などの基本情報になります。こちらは現在と変更はございません。それから2の各サブシステムの保有項目ですが、項目数が多いために、新旧一覧表の別添の52-1から7としておりますのでご覧いただきたいのですが、変更のない箇所はグレーで網かけしております。大半の項目は変更ありませんが、一部、追加削除、名称変更になる項目について白抜きにさせていただいております。

次に、6ページをご覧いただきたいのですが、システム更新作業の委託に関する報告です。保有課、登録業務の名称は資料に記載のとおりでございます。委託先は、システム更新と同じく、株式会社両備システムズでございます。委託に伴いまして、事業者処理させる情報項目は、区の保健事業対象者の情報で先程お示した5ページ、3の記録項目のとおりでございます。情報項目の記録媒体は、情報システム統合基盤サーバーになります。委託理由と内容につきましては、先程ご説明させていただいたシステム更新を実施するため、製造元でございます株式会社両備システムズに更新作業、データ移行、及び検証作業を依頼するものでございます。委託の時期は、平成31年4月1日から31年9月30日を予定してございます。委託に当たりましての情報保護対策は、資料のとおり、諮問事項でもご説明した対策を実施いたします。

次に、8ページをご覧いただきたいのですが、システムのソフトウェア保守業務の委託に関する報告でございます。保有課から処理させる情報項目の記録媒体は、6ページと同じでございます。資料のとおりでございます。委託理由と内容ですが、パッケージシステムの製造元

である株式会社両備システムズに、システム障害対応とか法改正によるソフトウェア修正など、年間システム保守を委託し、円滑かつ効率的にシステムを運用してもらうもので、現システムも同者に委託を行っております。委託の時期は31年4月1日から1年間で、次年度以降も継続予定でございます。委託に当たり行う情報保護対策は、6ページの更新業務委託と同様の対策を実施していきます。

資料の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】セキュリティアドバイザーのご意見を事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】アドバイザーの意見一覧の2ページ目の一番下でございます。アドバイザーからは助言ということで、データ移行のご意見が出てまいりました。データ移行では、移行した際に、データの項目定義の修正漏れなどにより、システム不具合を起こすということが一般的にあるということで、データ移行の計画を立てて進めていただきたいということと、それからデータ移行は、テスト移行を1、2回やってから本稼動に入るとよいというアドバイスをいただいております。意見を受けての担当課の対応は、先程担当課長の説明がございましたけれども、きちんとスケジュール計画、チェックシートを作成した上で、不備、不具合等がないようしっかりやっていきたいということです。移行に当たって、必ずテスト移行を行い、本番移行については、システムを使用していない時間帯、時間外や休日に行うということで、回答いただいております。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見がございましたら。須貝委員。

【須貝委員】情報の記録項目を拝見しますと、変更に当たる部分というのはあまり多くないような感じがするのですね。変更なしが随分多いということで、今回バージョンアップをしなければいけないということなのですが、システム保守期間が6年ぐらいですかね。大体、こういう保健情報システムのバージョンアップの更新時期というのは、どのようになっているのですか。

【会 長】ご説明を。

【健康政策課長】基本的には、5年から10年ということになるのですが、基盤になりますOS、それが変わってくると、例えばウィンドウズ7だったのがウィンドウズ10になったりということになると、やはりその対応をしたパッケージになって、操作性ですとか、あるいは業者もある程度バージョンアップをして、ある意味では購入意欲をかき立てる面もあるのかもしれませんが、今回、OSの大きな変更ということもあって、6年間の投入した経費についてはペイできたらろうという判断と、今後新しい会社ができないということもありますので、

ご承認いただければ、新しいシステムにバージョンアップしたいと、そういうことでございますので、実際のところ何年とかというのは、あまり決まりがないのですよね。

【会 長】どうぞ、須貝委員。

【須貝委員】両備システムズ、これは保健情報システムのパッケージメーカーとしては、どんな位置づけにあるのですか。

【会 長】ご説明できれば、説明してください。どうぞ。

【健康政策課長】位置づけというと、これは大企業ではないのですけれども、この業界のこのシステムでは割と先駆でして、23区でいうと7区が導入して、信用があるシステムでございます。今のところ、我々も使っていて、真摯に対応しておりますし、セキュリティについても、我々の内容について遵守しているということで、信用がおける、規模で言うと中小になるかもしれないけれども、こういったパッケージソフトをしているところでは、中堅の業者というふうに評価しています。

【須貝委員】全国的にもそうですか。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【健康政策課長】全国的にだと586団体が導入してございます。今1,800ぐらいありますので、かなりの信用を得ている企業というふうには評価できます。

【須貝委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問とご意見はございますか。

ないようでしたら、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は終了します。ご苦労さまでした。

それでは、資料53「国保データベース（KDB）システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について（変更）」であります。それでは、説明者は、資料を確認の上、議案の説明をお願いします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。

では、資料の確認です。資料53、それから資料53-1、資料53-2、資料53-3、資料53-4、資料53-5、それに参考として資料、参考53-1、前回の本審議会資料をつけております。以上です。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【医療保険年金課長】それでは、資料53の2ページをご覧ください。事業名は、国保データベース（KDB）システムへの参加ということでございます。事業内容でございます。本シス

テムについては、既に平成28年度、前回の審議会資料にありますように、国保データベースシステムに参加し、健康・医療・介護の各種データを、個人、保険者、比較対象（全国・都道府県・区市町村、同規模自治体）単位に突合・集計し、地域住民の健康課題の把握や優先すべき重点課題を抽出するために利用するというご承認いただきました。前回の基本的なところは、統計的な処理ということで、個人を特定しない形での利用ということでございました。

今回は、さらにこの統計分析を活用しまして、ここにありますように、国民健康保険データヘルス計画・第三期新宿区特定健康審査等実施計画に基づいて、直接個人に対して保健指導や受診勧奨等のアプローチをすることで、生活習慣病の重症化を予防すると、そういう趣旨で、今回、目的外利用の変更をするというところでございます。

資料3ページをご覧ください。具体的に変更する箇所でございますが、太字、アンダーラインで書いてあります。登録業務の名称としまして、3として、国保データベースシステムを活用した「糖尿病性腎症重症化予防事業」実施に伴う保健指導業務、これは健康づくり課で実施いたします。5番目として、国保データベースシステムを活用した生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び多受診（重複受診、頻回受診、重複服薬）者指導」業務を行うと。これは、医療保険年金課が行うところでございます。そのため、業務登録の目的につきましても、それに沿った個人を抽出した指導を行うという目的を追加するところでございます。

恐れ入ります、資料53-2をご覧ください。資料53-2、これはKDBシステムの活用場面の例示として整理されているものでございますが、左側にありますように、このシステムの目的は、地域の状況（現状分析）をしながら重点課題を抽出し、それから重点課題への対策として事業の実施を行うと。その後、効果の検証まで、このシステムの中で使っていくということでございますが、特にこの3点目の重点課題への対策として、具体的な事業として今回追加するところで、内容としましては右側の活用場面のところで、「新たに追加」とある項目があります。2番、保健指導対象者を特定し、ハイリスクアプローチを行うと。それから、活用場面、評価のところでは、個人の、保健指導対象者の健康状態の変化を確認すると。こういったところに、個人を特定して活用するというところで、今回、変更するところでございます。

続きまして、資料53-3をご覧ください。このKDBシステムは国保連合会が所有するシステムでございまして、その中で健診・医療・介護の情報をデータベース化しているというところでございます。黄色い吹き出しにありますように、今回、この個人情報情報は暗号化されているわけですが、暗号の解除は自動的に行われ、データセンターであるサーバーに保存さ

れると。サーバーにアクセスできる従事者は限定されると。それから、サーバーは外部と繋がっていないと。そういうところでの個人情報のセキュリティ対策を行っているところでございます。

それから、資料53-4をご覧ください。今回、変更に伴いまして、赤字、アンダーラインのところをごさいますして、これが目的外利用で行う情報項目として、個人の番号とか、氏名、生年月日等が、特定される情報が入ってくるというところをごさいます。

それから、資料53-5では、それぞれ所管課が使う個人情報業務の名称として、赤字で追加する部分が出てくるというところをごさいます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

【会長】 それでは、セキュリティアドバイザーのご意見を事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧の3ページ目をご覧ください。3ページ目の一番上の行になります。アドバイザーからは助言ということでございます。2点ほどです。

この案件については目的外利用になることから、区民からのお問い合わせに対しては丁寧に答えるよう対応すること。それから、暗号化されているということで担当課長のほうから説明がございましたけれども、不用意な、または悪意を持った暗号化解除などが行われないようにする対策が必要ということで、例として、第三者認証を取り入れるですとか、それからファイルの暗号解除を行う場所を限定して、その場所以外では操作できないようにするなどの、そういった対策がより必要なのではないかという助言をいただきました。

意見を受けての担当課の対応としては、1点目が、お問い合わせに対しては丁寧に説明を行います。2つ目といたしまして、保管されている先の国保連のほうに、担当課のほうで確認をしていただきまして、暗号化の解除の方法については、第三者認証については導入をしていないけれども、中央会から送付されたファイルについては、人の手を介さず自動的に解除され、連合会のほうにあるサーバー内に保管されていると。データセンターにあるサーバーは、先程説明がありましたけれども、外部と繋がっていないこと、それからアクセスできる従事者を限定した運用をとっていること。そのことから、不用意または悪意を持った暗号解除ができにくい仕組みをとらせていただいているということで、担当課からの回答をいただいております。以上です。

【会長】 ご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 仕組みについて教えていただきたいのですけれども、資料53-3のシステムの

全体像で、国保連合会のKDBシステムで、まずいろいろなデータを持ってきたものについて、統計情報等の作成に必要なデータを取得し、個人が特定できる情報を暗号化して、それが今度国保中央会に回って、ところがここで個人単位で突合すればできるというふうに①に書いてあるのですけれども、個人が特定できる情報を暗号化したまま突合処理ができるというのは、これはどういうふうな仕組みになっているのかをまず教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 暗号化した情報というのは、1対1対応といたしますか、そういうことで個人の情報、記号番号と、個人を特定する部分を暗号化した情報として持っているということで、それをキーに突合するということです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 分かりました。そうやって突合したものを、もう1回国保連のKDBシステムに戻してきたときに、今度は自動的に暗号が解除されるわけですね。この国保連合会のKDBシステムには外部からはアクセスできないというふうになっていて、アクセスできないデータベースから今度、新宿区等の保険者に対して、これはどういう方法で伝達されるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 これは、資料53-3の左側になるのですけれども、「保険者等」とあります。これをつないでいるのが保険者ネットワークというところで、これは専用回線になっています。それで、私どものほうで国保総合システムという専用の端末がありまして、それを介して、データを照会したり、取得したりということで、できるということです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 個人の情報というものは自治体ごとにデータセットとしてくくられていて、自分の自体以外のところには、どの自治体もアクセスできない仕組みが確保されているという理解でよろしいでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 これは新宿区国民健康保険の被保険者の情報しか、新宿区でいうと、できないと。逆に、資格を喪失したり他区に転出したりした方の情報は、新宿区では見られないと、そういうことになります。

【会 長】 これは、もともと新宿区が持っている情報ではないのですか。それが国保連へ行って、国保中央会へ行って、また中央会から戻ってくるというのは、どういうことですか。ご説明してください。

【医療保険年金課長】特にレセプトデータというのは医療機関から大量に送られてくるわけなのですけれども、それは、直接区でデータを受け取るということではなくて、国保連に委託して処理していますので、国保連がそれを業務として持っているということでございます。

【会 長】分かりました。ほかにご質問等は。三雲委員どうぞ。

【三雲委員】それで、特定の対象者の方に対しては保健指導とか受診勧奨を行うとなつていますがすけれども、まだ、今日のこの段階では、保健指導とか受診勧奨の具体的な発送とかそういった業務に関するお話は出てこない。また今後出てくるというお話でよろしいでしょうか。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】お時間の関係で次回にさせていただいたのですけれども、今回、目的外をお諮りをした上で、資料54のところ、実際に、具体的にアプローチをする業務委託等については諮る予定でございましたので、次回、かけさせていただこうと思っています。

【会 長】よろしいですか。これは、暗号化を解いてやれば、何でもどんどん、国保連が持っているデータは全部、結局、持ってこられますよね。

【医療保険年金課長】新宿区の被保険者のデータは新宿区において全部見られるということですよ。

【会 長】この、中央会を通すというのは、どういうことか。連合会、国保連から、直接はもらえないの、どうして迂回しているのか。

【医療保険年金課長】この仕組み自体は全国的な規模での開発になっていまして、国保連連合会というのは、これは東京都国民健康保健連合会、省略していますけれども、中央会というのは全国の組織になりますので、基本的に、もちろん全国データとも統計をするということもありますので、東京都以外の道府県のデータなども中央会が持って、相互利用できるようにしているということでございます。

【会 長】相互利用。分かりました。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は諮問事項が入ってしまして、目的外利用は諮問事項ですので。それから、業務委託がありました。それは報告事項ですけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、よろしゅうございますか。では、よろしいということで、その旨。終了いたします。ご苦労さまでした。

本日は、長時間ご協力いただきましてどうもありがとうございました。

事務局のほうから、特別何か皆さんにお伝えしないといけないことがあったら、どうぞ。

【区政情報課長】長時間にわたり申し訳ございませんでした。

次回の審議会の日程でございますけれども、2月7日木曜日の午後2時からということで、間が大変短くて恐縮でございますけれども、来週になりますが、よろしく願いいたします。場所については、第2委員会室ということで、よろしく願いいたします。以上です。

【会 長】分かりました。長時間、どうもご協力ありがとうございました。

以上をもって終了とします。

午後 4時30分閉会